

海面漁業生産統計調査に係る第1回部会（令和6年7月3日）の議論を踏まえた意見

～ 回答 ～

農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課

<小西先生からの質問>

【問1】 以下の①～③について、それぞれ回答してください。

- ① 日本の漁船総数、漁業法に基づく大臣許可を受けた漁船の数及びこれを有する経営体数
- ② 海面漁業漁獲統計調査の報告者である水揚機関約1,500のうち、大臣許可を受けた船舶の回答が含まれる水揚機関の数（①の経営体が組合員になっている水揚機関の数）
- ③ 現状における行政記録情報等の活用可能な範囲や状況
- その上で、今回の変更内容（操業水域のみ代替する）にすることとした理由について、改めて説明してください。

(回答)

- ① 我が国の漁船総数は約10万9千隻(令和4年漁業構造動態調査、令和5年6月公表)、このうち、大臣許可を受けている漁船は約1,150隻(令和4年10月1日現在。漁業法を所管する水産庁データ)で約1%となっています。

また、2018年漁業センサス(約8万経営体)により、経営体ベースで見ると、約8万の経営体総数のうち、大臣許可漁業に係る漁業種類を営んだ数は約900経営体(大臣許可漁業のみを行った経営体のほか、大臣許可漁業とそれ以外を行った経営体の合計)で、漁船数と同様、全体の約1%となっています。

	総数	大臣許可漁業の許可を受けた漁船（経営体）	それ以外の漁船
漁船数	約109,000隻	約1,150隻（約900経営体）	約108,000隻
割合	100%	約1%	約99%

- ② 海面漁業漁獲統計調査に回答する水揚機関(約1,480機関)のうち、回答する情報の中に、大臣許可漁業に従事する漁船の情報が混在する水揚機関は、約150機関です。(令和4年調査実績)

	総数	大臣許可漁業を行う漁船の情報が含まれる水揚機関(注)	大臣許可漁業を行う漁船の情報が含まれない水揚機関
水揚機関数	約1,480	約150	約1,330
割合	100%	約10%	約90%
漁獲量	約290万トン	約160万トン	約130万トン
割合	100%	約55%	約45%

(注)大臣許可漁業を行う組合員のみで構成される水揚機関は存在しません。

したがって、大半の水揚機関(約1,330、約90%)については、操業水域についても太平洋西北部

の情報に限定され、今回の変更前後について、「操業水域」の欄を削除しても、調査票の記載方法・内容に変化はありません。

(参考)全漁獲量のうち大臣許可漁業が占める割合

令和4年漁獲量	大臣許可漁業	大臣許可漁業以外の漁業
約295万トン	約140万トン	約155万トン
割合	47%	53%

- ③ 現状において、調査事項に代替する形で活用可能な行政記録情報等は、「大臣許可漁業に係る漁獲成績報告書」で、当該報告書の内容は、前回部会で配布された資料3の表1のとおりです。

水揚機関調査の、「操業水域」の項目について、大臣許可漁業においては行政記録で把握可能、大臣許可以外の漁業においてはすべて「太平洋北西部」となります。

一方、「漁業種類別」、「魚種別漁獲量」の項目については、大臣許可以外の漁業では従前どおり調査によって把握する必要があります。

このため、今回の見直しでは調査によって大臣許可以外の漁業において把握する必要が無い「操業水域」の項目のみ削除することとしています。

なお、もし、「大臣許可以外の漁業のみ」、「太平洋北西部のみ」と区分した漁獲量の報告を求めるとした場合、水揚機関において大臣許可漁業と大臣許可以外の漁業で一体として把握している漁獲量について、わざわざこれらの区分に対応する漁獲量を区分することが必要となり、非常に煩雑な作業を伴うことから調査対象の報告負担が大きくなります。このため、今回のような見直し内容としています。

以上について整理すると、下表のとおりとなります。

	大臣許可漁業を行う経営体の情報が含まれる水揚機関	大臣許可漁業を行う経営体の情報が含まれない水揚機関
報告者数	約 150	約 1,330
回答するデータの内容	大臣許可漁業のデータとそれ以外のデータが混在	大臣許可漁業以外のデータのみ報告
操業水域の削除の可否	<ul style="list-style-type: none"> 大臣許可漁業の操業水域は、行政記録情報から確認できる 大臣許可以外の漁業については、太平洋北西部に特定できる (操業水域を回答させる必要なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣許可漁業が含まれないため、すべて太平洋北西部に特定できる。 (操業水域を回答させる必要なし)
漁業種類別・魚種別の漁獲量の削除の可否	<ul style="list-style-type: none"> 大臣許可以外の漁業の漁業種類別・魚種別漁獲量は調査で把握する必要がある ⇒大臣許可漁業の漁獲量データは活用できるとはいえ、調査票の作成段階で、調査対象が大臣許可とそれ以外を区分して報告するのは報告者負担が大きい 	従前どおりの調査が必要

<第1回部会における再検討事項>

【問2】海面漁業漁獲統計調査に係る報告の免除について、申請では、「大臣許可漁業のみを行う経営体には原則報告を求めない。」としているが、「例えば年によって複数漁業を営む調査対象など活動内容や許可区分が変動する場合があります」（資料3の6ページ「2」）との説明にしたがえば、機械的に報告を免除することで、逆に、把握漏れが生じるおそれがあると考えられる。

については、はじめから報告を求めない（調査票の配布も行わない）とするのではなく、これまでどおり報告者の範囲に含めつつ、調査の都度、最新の状況確認の結果として、回答が不要である確証が得られた経営体のみ回答しなくてよい旨を伝える運用でよいのではないかと。

(回答)

資料3の論点で説明したとおり、調査対象においては、漁場環境等も踏まえ、例えば年によって複数漁業を営む調査対象など活動内容や許可区分が変動する場合があります。このため、これまでの当方の考え方としては、調査の把握漏れが生じないようにあらゆる可能性を踏まえ、それを予防する措置として、「大臣許可漁業のみを行う経営体には「原則」報告を求めない。」としておりました。

しかしながら、大臣許可漁業のみを行っていることが確実に確認できている場合には、大臣許可漁業に係る漁獲成績報告書で代替できることから、当初の計画変更案の「大臣許可漁業のみを行う経営体には原則報告を求めない。」から「大臣許可漁業のみを行っていることが確認できた場合には、報告を求めない。」に変更したいと考えています。

なお、第1回産業統計部会でのご指摘を踏まえ、令和4年調査の実態を改めて検証したところ、大臣許可漁業のみを行う7経営体については、大臣許可漁業に係る漁獲成績報告書で完全に代替できることが改めて確認できました。

また、経営体調査においては、調査実施年の前年の12月(今後は11月)までに、経営体調査用の名簿(様式名「水揚機関で把握できない漁業経営体名簿」)を整備して、調査に臨むこととしており、その名簿整備の際に、大臣許可漁業のみを行う経営体であるか否かを確実に把握するため、電話等で確認することで調査漏れの防止を引き続き図ってまいります。

調査計画の記載について(修正(案))

申請事項	修正後の調査計画	申請された調査計画
4の(2) ア	前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。	前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体名簿を用いて、水揚機関等への情報収集により更新を行い、母集団情報とする。ただし、経営体調査の対象となる

	<p><u>ただし、経営体調査の対象となる経営体のうち、大臣許可漁業^(注5)のみを行っていることが確認できた場合には、報告を求めない。</u></p> <p>(注5)大臣許可漁業とは、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 36 条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。</p>	<p><u>経営体のうち、大臣許可漁業^(注5)のみを行う経営体には原則報告を求めない。</u></p> <p>(注5)大臣許可漁業とは、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 36 条第1項に基づいて、農林水産大臣の許可を得て行う漁業をいう。</p>
--	---	---